

駐留軍関係離職者等臨時措置法の 改正について

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正について

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法について

(1) 目的

駐留軍等労働者は、その使用者が在日米軍であるため、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等に伴い多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、特別の措置を講じ、その生活の安定に資すること。

(2) 経緯

昭和33年に5年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

(3) 施策の概要

- ① 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施
- ④ 特別給付金の支給

(4) 法の有効期限

平成25年5月16日失効

2 改正の内容

法の有効期限を平成30年5月16日まで延長すること

3 有効期限を延長する必要性

日米で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、今後

- ・ 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、
- ・ 沖縄に所在する部隊のグアム移転や、嘉手納飛行場以南の施設の返還等

が予定されており、駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策

在日米軍の撤退・縮小等
(厚木飛行場から岩国飛行場
への空母艦載機の移駐、在沖
海兵隊のグアム移転、嘉手納
飛行場以南の施設の返還等)



駐留軍関係離職者
の発生



第10条の2

駐留軍関係離職者の認定

認定された駐留軍関係離職者
に対し、駐留軍関係離職者就
職指導票を交付

第10条

公共職業訓練等の
実 施

第10条の2、第10条の4

公共職業安定所による
就職指導、職業紹介の実施

開業

再就職

第10条の3

職業転換給付金の支給

求職者に対して支給

○就職促進手当

(求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)

○訓練手当

(訓練受講期間に支給される給付金)

○広域求職活動費

(広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金)

○移転費

(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)

○就業支度金

(公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

<事業主に対する支援>

事業主に対して支給

○職場適応訓練費

(作業環境への適応を促進するための給付金)

○特定求職者雇用開発助成金

(就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

防衛省の支援

- ・ 離職前職業訓練
(第10条第3項)
- ・ 特別給付金の支給
(第15条)



駐留軍等労働者の労務管理

1 駐留軍等労働者の労務提供に関する日米間の取決め

合衆国軍隊及び米国歳出外資金による諸機関（施設内に設置されている食堂、売店等）の我が国における労務の需要は、「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）ことになっている。

これを受けて、日本政府は駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍との間で、労働条件等を定めた三つの労務提供契約を締結。

駐留軍等労働者数： 25,668人（平成24年9月末日現在）

①基本労務契約： 19,448人（各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等）

②船員契約： 14人（非戦闘用船舶に乗り組む船員）

③諸機関労務協約： 6,206人（施設内の食堂、売店等の諸機関のウエイトレス、販売員等）

2 駐留軍等労働者の身分

駐留軍等労働者は、私法上の雇用契約により国に雇用される者であるが、国の事務・事業に従事するものではないことから、国家公務員ではないとされている。

3 駐留軍等労働者への労働法令の適用

駐留軍等労働者との雇用関係については、原則として、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法をはじめとする我が国の労働関係法令が適用される。

4 駐留軍等労働者の勤務条件

（1）駐留軍等労働者の給与は、概ね国家公務員のそれに準じて定めている。

（2）駐留軍等労働者には、我が国の法令による健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険制度が適用されている。

駐留軍等労働者の在職及び離職状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 労働者数	25,260	25,499	25,812	25,859	25,545
2 離職者数	70	88	67	89	104

注：1 労働者数は、3月末日現在である。

2 離職者数は、アメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い、離職を余儀なくされた者の数である。

駐留軍関係離職者等対策関係予算（防衛省分）

（単位：千円）

区 分	年 度		対 前 年 度 増 △ 減 額	備 考
	平成24年度	平成25年度		
1 特 別 給 付 金	54,734	68,923	14,189	
2 職 業 訓 練 関 係 費	5,541	6,508	967	
計	60,275	75,431	15,156	

注： 平成25年度は概算要求額である。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限の延長の必要性について

- 1 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の撤退等に伴い、多数の駐留軍等労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もってその生活の安定に資することを目的として、5年に限り効力を有する限時法として昭和33年に制定されたものである（昭和33年5月17日公布）。
- 2 その後、10回にわたり各回5年ずつ有効期限が延長されているが、同法は平成25年5月16日をもってその効力を失うこととなる。（附則第3項）
- 3 しかしながら、次の理由により、今後とも引き続き同法に基づく特別の措置を講ずる必要があるので、同法を改正し、その有効期限をさらに5年延長することとしたいと考えている。
 - (1) 駐留軍等労働者の雇用は、近年比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。
 - (2) 平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後、平成26年までの間に、沖縄8施設及び神奈川1施設において勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。

また、平成24年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことが決定されたところである。
 - (3) 駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、融通性・即応性に乏しく、再就職は非常に厳しい状況にある。

【仮訳】

再編実施のための日米のロードマップ（抄）

2006年5月1日

ライス国務長官・ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣・額賀防衛庁長官

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、（1）必要な施設が完成し、（2）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

（了）

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表のポイント

平成24年4月27日

前文

- (1) 2006年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

1. グアムと沖縄における部隊構成（人数は定員）

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊 (MAGTF) を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、豪州へのローテーション展開を構築する。
- (2) 約9000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準と一致。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル。日本側の財政的コミットメントは、2009年のグアム協定の真水（2008米会計年度ドルで28億ドルが限度）となる。他の形態での財政支援（出融資）は利用しない。次項2.（2）の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用（例：沿岸国への巡視船の提供等）を含む様々な措置をとる。
- (2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012年末までに協分野を特定。

3. 沖縄における土地返還

- (1) ① 手続後の速やかな返還が可能な区域
 : キャンプ瑞慶覧の一部 (西普天間住宅地区、及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部)、牧港補給地区の一部 (北側進入路、第5ゲート付近)
- ② 県内移設後に返還が可能な区域
 : 牧港補給地区の一部 (倉庫地区の大半を含む)、キャンプ瑞慶覧の一部 (インダストリアル・コリドー等)、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- ③ 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域
 : キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- (2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成。

4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
(2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。 (以上)

再編実施のための日米のロードマップ（平成18年5月）の
土地の返還等の対象施設に勤務している駐留軍等労働者数

施 設 名	再編ロードマップ	駐留軍等労働者数 H24.9月末日現在
キ ャ ン プ ・ コ ー ト ニ ー	グアム移転	人 331
キ ャ ン プ ・ ハ ン セ ン	グアム移転	581
普 天 間 飛 行 場	グアム移転・全面返還（約481ha）	198
キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	グアム移転・部分返還（約643haの一部）	2,292
牧 港 補 給 地 区	グアム移転・全面返還（約274ha）	1,104
キ ャ ン プ 桑 江	全面返還（約68ha）	211
那 覇 港 湾 施 設	全面返還（約56ha）	88
陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム	全面返還（約16ha）	0
沖 縄 8 施 設 計		4,805
厚 木 海 軍 飛 行 場	艦載機部隊の岩国への移駐	1,042
合 計 9 施 設		5,847

駐留軍等労働者の職務内容別職種数
(平成24年4月1日現在)

契・協約 職務内容	基本労務契約関係	諸機関労務協約関係	計
事務・技術関係	455	344	799
技能・労務関係	353	140	493
警備・消防関係	34	—	34
医療関係	20	1	21
看護関係	2	—	2
計	864	485	1,349

都 県 別 駐 留 軍 等 労 働 者 数

平成24年9月末日現在

都 県 名	基本労務契約関係 船 員 契 約 関 係	諸機関労務協約関係	計
青 森 県	1,037	303	1,340
埼 玉 県	5		5
東 京 都	1,762	977	2,739
神 奈 川 県	7,644	1,457	9,101
静 岡 県	96	38	134
	(6)		(6)
広 島 県	369	8	377
山 口 県	891	319	1,210
長 崎 県	1,395	295	1,690
	(8)		(8)
沖 縄 県	6,263	2,809	9,072
合 計	(14) 19,462	6,206	(14) 25,668

注 : () は、船員で内数である。

駐留軍関係離職者の再就職等状況

年度	新規求職 申込件数	再就職等数				再就職のうち 安定所紹介	年度末現在 措置対象者数
		計	自営	官公庁等	民間		
平成14	32	6	0	0	6	1	79
15	49	1	0	0	1	0	88
16	25	1	0	0	1	1	86
17	35	5	0	0	5	1	76
18	73	2	1	1	0	0	114
19	64	2	0	0	2	1	155
20	85	3	1	0	2	0	175
21	68	2	0	0	2	1	174
22	88	7	1	0	6	1	190
23	103	11	0	0	11	1	209

駐留軍関係離職者対策関係予算（厚生労働省）

項 目	24年度予算	25年度要求	増 減
職業転換給付金	千円	千円	千円
・就職促進手当	327,936	328,573	637
・訓練手当	11,339	11,867	528
・広域求職活動費	0	0	0
・移転費	760	855	95
・就業支度金	1,397	1,397	0
・職場適応訓練費	67	64	△ 3
・特定求職者雇用開発助成金	1,916	2,636	720
総 計	343,415	345,392	1,977

